

# 長崎大学における特別研究員（日本学術振興会特別研究員 PD 等）の育成方針

令和 7 年 1 月 19 日

## 1. 趣旨

長崎大学は、独立行政法人日本学術振興会が実施する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」（以下「若手研究者雇用支援事業」という。）の趣旨に賛同し、当該事業の目的である若手研究者の安定的な雇用と研究活動の充実を積極的に推進する。

本方針は、その目的の実現のために、本学で雇用する特別研究員 PD 等（日本学術振興会特別研究員（PD, RPD）に申請し、当該区分に採用された者をいう。）の育成に関する基本的な考え方を定めるものである。

## 2. 処遇

令和 8 年度以降、本学で受け入れる特別研究員 PD 等については、本学の就業規則等に基づき本学職員として雇用する。

## 3. 研究環境の整備、教育・研修機会の提供

特別研究員 PD 等が、その研究計画を円滑に遂行できるよう、次の事項に取り組む。

- 本学が有する共用機器・設備の利用機会の提供
- 研究支援人材（URA, 技術職員, 事務職員等）による助言・支援体制の整備
- 本学の実施する研修や各種講習・セミナーへの参加機会の提供
- 他の研究者との学内外での交流の推進及び研究遂行に支障のない範囲での学外研修・国際会議への参加奨励
- 本学における教育指導に関する研修機会の提供

## 4. ダイバーシティの推進

本学の女性活躍推進のための行動計画に基づき、看病・介護・育児などのライフイベントに対応した各種サポートプログラムを特別研究員 PD 等に拡充し、女性研究者のキャリア継続を支援する取組みを推進する。

## 5. 育成方針の見直し

本方針は、学術環境や制度の変化、若手研究者雇用支援事業の改訂等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 長崎大学で雇用する特別研究員 PD 等の雇用制度

職名	特任研究員（日本学術振興会特別研究員）
就業規則	長崎大学有期雇用職員就業規則
身分	有期雇用職員
雇用期間	日本学術振興会特別研究員の採用期間（PD・RPD：3年間）を上限とする。 一年度ごとの更新。 日本学術振興会特別研究員の資格を喪失した場合は、雇用を終了する。
給与形態	固定給
基本給	年額 446.4 万円（月額 37.2 万円）
諸手当等	通勤手当、超過勤務手当、住居手当、扶養手当、赴任旅費
勤務形態	必要に応じてフレックスタイム制を適用。 本学の他の教職員と同様に、日々の大学への出勤が求められます。 勤務日に出勤しない場合は、受入研究者承認のうえで休暇等を取得する必要があります。
社会保険	文部科学省共済（健康・厚生年金等）、雇用保険、労災保険に加入